

2014年6月23日

各 位

オリックス株式会社

当社子会社による株式会社アーク株式に対する公開買付けの開始について

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮、以下「オリックス」）の子会社であるO P I ・ 1 1 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役：三宅 誠一、以下「公開買付者」）は、株式会社アーク（本社：大阪府大阪市、社長：鈴木 康夫、コード番号：7873、以下「アーク」）が発行する普通株式および優先株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施しますのでお知らせします。

公開買付者は、東京証券取引所にその株式を上場しているアークに関して、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「支援機構」）の保有する株式を取得すること（以下「本件取得」）により総議決権の過半数を取得し連結子会社とした上で、アークの企業価値の向上支援を図ることを目的に本公開買付けを行います。

本公開買付けの実施にあたり、オリックス、公開買付者、および支援機構との間で、本日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」）を締結し、支援機構が保有するアーク株式の一部（支援機構が保有するA種優先株式のうち50,000,000株について1株につきアークの普通株式4株の交付を請求できる取得請求権、およびC種優先株式の全て（23,518,613株）について1株につきアークの普通株式3株の交付を請求できる取得請求権を行使することにより交付される普通株式（合計270,555,839株、以下「応募予定普通株式」））について、本公開買付けに応募すること、および当該取得請求権を行使しない優先株式については、その全部につき金銭を対価とする取得請求権を行使しアークに取得させることで合意しています。本応募契約に基づき、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合の議決権割合は3分の2超となる予定です。

本件取得は、オリックスが支援機構から入札への参加の打診を受け、支援機構による入札プロセスを経てオリックスが優先交渉権者として選定され、その後、公開買付者と支援機構との間で行われた交渉・協議に基づき、実行されるものです。

アークが公表した本年6月23日付「O P I ・ 1 1 による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、アークは、本日開催の取締役会において、公開買付者によるアークの普通株式および優先株式に対する公開買付けについて、本公開買付けに係る利益相反を解消し、アークの意思決定過程の公正性および透明性を担保することを目的に設置した独立委員会の答申を受けて賛同の意見を表明すること、ならびに本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについて株主の皆さまの判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本公開買付けの決済完了を条件として、アークは本年9月下旬を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）を開催することを予定しています。本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任しアークの取締役の過半数を公開買付者が指名するとともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定です。

なお、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、アークの普通株式の上場廃止を企図したものではありません。

アークは、自動車や民生機器業界向けに開発支援サービスを提供する国内大手企業です。主要取引先である自動車メーカーなどの新製品開発におけるデザイン、設計、試作などの上流工程から、金型の設計・製造や成形品の生産まで、各メーカーの開発工程における ESO (Engineering Service Outsourcing) サービスをフルラインで提供しています。

アークは、1968年に設立され、工業用デザインモデルの高い製造技術力を基に、80年代から海外展開を進めてきました。2000年以降は積極的な M&A を通じて事業規模を拡大し、05年には株式上場を果たしました。しかし、リーマンショック後の世界経済の減速を受けて業績が悪化、2011年に支援機構（当時は企業再生支援機構）等の支援を受け、経営管理体制と事業構造の再構築を図り、以降順調に業績を回復しています。

オリックスは、自己勘定による投資事業を手掛けています。これまでも成長が期待できる産業における高い技術力や成長力を持った企業に投資し、オリックスが持つ専門性や事業プラットフォームを活用し、既存事業のさらなる成長や高度な経営体制の確立など、投資先の企業価値向上につながるさまざまな経営支援を行っています。

アークにおいても、オリックスが国内やアジアで展開する自動車等のリース事業を通じて構築した主要メーカーとの取引ネットワークや、これまでの事業投資における経験や知見を有効活用することにより、アークのさらなる成長に寄与できるものと考えています。

■本公開買付けの概要

(1)公開買付者の概要

- ・名 称：O P I ・ 1 1 株式会社
- ・代表取締役：三宅 誠一
- ・所 在 地：東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

(2)対象会社の概要

- ・名 称：株式会社アーク
- ・代表取締役社長：鈴木 康夫
- ・所 在 地：大阪市中央区南本町二丁目 2 番 9 号
- ・設 立 日：1968年 12月 10日
- ・資 本 金：2,000,000 千円（2014年 3月 31日現在）
- ・事 業 内 容：工業デザインモデルの製造・販売
- ・ホームページ：<http://www.arrk.co.jp/>

(3)買付けを行う株券等の種類

普通株式および優先株式

(4)買付け等の期間

2014年 6月 24日から 2014年 8月 19日まで（40 営業日）

(5)買付け等の価格

普通株式	1株につき金 55円
優先株式	
(a) A種優先株式	1株につき金 220円
(b) B種優先株式	1株につき金 165円
(c) C種優先株式	1株につき金 165円

(6)買付予定の株券等の数

(a) 買付予定数	270,555,839株
(b) 買付予定数の下限	270,555,839株
(c) 買付予定数の上限	なし

(注) A種優先株式にはA種優先株式1株につき普通株式4株の交付を請求できる取得請求権が、B種及びC種優先株式にはB種及びC種優先株式1株につき普通株式3株の交付を請求できる取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定の株券等の数は、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして計算します。

(7)買付代金

14,880百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(270,555,839株)に、普通株式1株当たりの買付価格(55円)を乗じた金額です。

(8)公開買付代理人

みずほ証券株式会社

※本公開買付けに関する詳細については、別紙のOPI・11株式会社による本日付「株式会社アーク株式(証券コード7873)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

グループ広報部 堀井・石井 TEL: 03-3435-3167

平成 26 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 O P I ・ 1 1 株式会社

代表者名 代表取締役 三宅 誠一

株式会社アーク株式（証券コード 7873）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

O P I ・ 1 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 6 月 23 日、下記のとおり株式会社アーク（コード番号：7873 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び本優先株式（後記「2. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格」「②優先株式」において定義します。以下同じとします。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者への投資を事業目的に平成 26 年 5 月に設立された株式会社です。

公開買付者の発行済全株式は、オリックス・プリンシパル・インベストメンツ株式会社を業務執行組合員とし、オリックス株式会社（以下「オリックス」といいます。）を組合員とする O P I 2002 投資事業組合（以下「オリックス投資事業組合」といいます。）が保有しています。

オリックス投資事業組合は、平成 14 年に設立した民法上の組合です。近年では、株式会社河内屋、株式会社キンレイ（現株式会社 K R フードサービス）、旭ファイバーグラス株式会社、1 s t ホールディングス株式会社（現ウイングアーク 1 s t 株式会社）及び株式会社ネットジャパン等へのエクイティ投資を行っており、投資先企業に対して、オリックス投資事業組合を通じて提供可能なオリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームを活用し、既存事業の更なる向上や高度な経営体制の確立等、企業価値向上に向けた様々な施策の立案・実行のサポートを行っております。

今般、公開買付者は、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「支援機構」といいます。）が保有する A 種優先株式のうち 50,000,000 株（以下「応募予定 A 種優先株式」といいます。）に係る A 種優先株式 1 株につき対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。） 4 株の交付を請求できる取得請求権（以下「A 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）及び C 種優先株式 23,518,613 株に係る C 種優先株式 1 株につき対象者普通株式 3 株の交付を請求できる取得請求権（以下「C 種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。）を行使することにより交付される対象者普通株式 200,000,000 株（以下「A 種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）及び対象者普通株式 70,555,839 株（以下「C 種優先株式転換後応募予定普通株式」といいます。）の合計株式数 270,555,839 株（以下「A 種優先株式転換後応募予定普通株式」及び「C 種優先株式転換後応募予定普通株式」を合わせて「応募予定普通株式」（270,555,839 株）と総称します。）を取得し、対象者の企業価値向上に向けた支援体制を構築することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者が、応募予定普通株式を取得した場合に保有する議決権割合（注）は 81.03%となる予定です。

（注）本プレスリリースにおける議決権割合は、本公開買付け成立後に予定される状況における議決権を想定して計算しております。具体的には、非応募 A 種優先株式は対象者に取得される予定であり、また、B 種優先株式には議決権がないことを考慮し、対象者が平成 26 年 2 月 7 日に提出した第 46 期第 3 四半期報告書（以下「対象者平成 26 年 3 月期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 25 年 12 月 31 日現在の発行済普通株式（68,101,592 株）から、対象者が平成 26 年 2 月 7 日に公表した平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 25 年 12 月 31

日現在の対象者が保有する自己株式（4,743,866株）を控除した対象者普通株式（63,357,726株）に、応募予定普通株式（270,555,839株）を加算した数（333,913,565株）を分母として算出するものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式（200,000,000株）及びC種優先株式転換後応募予定普通株式（70,555,839株）を取得すること、応募予定普通株式（270,555,839株）について本公開買付けに応募すること及びA種優先株式のうち100,000,000株（以下「非応募A種優先株式」といいます。）については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が対象者に対して金銭を対価とする取得請求権（以下「金銭対価取得請求権」といいます。）を行使し、全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることを合意しております。本応募契約の概要については後記「(5)本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

なお、本公開買付けにおいては、応募予定普通株式の数（270,555,839株、議決権割合：81.03%）を買付予定数の下限に設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません（なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式1株につき対象者普通株式3株の交付を請求できる取得請求権（以下「B種優先株式普通株式対価取得請求権」といいます。ただし、B種優先株式普通株式対価取得請求権は、平成28年8月25日以降においてのみ行使できるものとされております。）が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を対象者普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ対象者普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。）。一方、公開買付者が応募予定普通株式を取得する場合は、取得後の株券等所有割合が3分の1を超えることから、法の規定（法第27条の2第1項第2号）に従い公開買付けによる必要があり、また、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定（法第27条の13第4項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条の2の2、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号）に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますが、本公開買付けは応募予定普通株式を取得することを目的とするものであり、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。

また、対象者によって公表された平成26年6月23日付「OPI・11株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、対象者取締役会は、「①対象者における独立委員会の設置」に記載の答申書、「②対象者から独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付けによる本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M&Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、平成26年6月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。なお、対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「③対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

対象者は、工業用デザインモデル分野における最高水準の技術力を背景に、日本の基幹産業である自動車業界及び電機業界の開発活動を長年に亘り支えてまいりました。また、工業用デザインモデル事業（開発支援事業）を軸として、工業用製品の製品開発における上流から下流までの一連の工程である、企画、デザイン、設計、試作モデル、金型、成形加工及び組立工程に至るまでのワンストップサービスを提供する事業（フルラインネットワーク）を全世界規模で展開することを目指し、平成12年以降、積極的なM&A展開により事業規模を急拡大させました。その結果、平成12年3月期には連結売上高139億円、連結子会社7社の規模から、平成19年3月期には連結子会社180社の規模になり、平成20年3月期には連結売上高3,833億円まで拡大を果たしました。

しかしながら、M&Aによる急速な事業拡大に伴う連結経営管理体制が整備されない状況において世界経済の後退局面に直面したことで、当初企図したシナジー創出に至らないばかりか、業績不振企業への対応も大幅に遅れ、対象者グループ全体の収益力は低下の一途を辿り、M&A資金の調達のため増加した有利子負債（平成20年3月期末時点における総額は1,501億円）も、収益力の低下に伴い、重荷となりました。

これを受け、対象者は平成21年7月に中期経営計画「ARRK24」を策定し、従来の対象者グループ各社の自主性を尊重した経営体制を改め、対象者グループ各社の経営管理を更に強化した体制（連結経営）を構築することに方針を転換しました。対象者は、かかる方針転換に伴い、業績不振となった子会社及び非コア事業の子会社の整理を進め、その結果、ピーク時には180社に上った連結子会社数は、平成23年3月末までに67社に整理され、これに伴い対象者グループの有利子負債もピーク時の約半分にまで削減されました。

しかしながら、上記の子会社売却に伴う損失、業績悪化に伴う減損損失、事業構造改善費用の計上等を余儀なくされ、対象者グループの自己資本は大きく毀損する結果となり、平成22年12月末には、連結自己資本比率は2.7%にまで低下したことに加え、収益力に見合う程度に有利子負債を圧縮することもできませんでした。また、平成22年4月以降、対象者をはじめ子会社数社においては、一部の取引先金融機関の協力を得て元本返済の猶予を得ている状況となり、さらなる資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っておりました。

かかる事態を打開するため、対象者グループは、平成21年7月以降、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化を検討し、あらゆる選択肢を検討する中で、支援機構（当時の商号は株式会社企業再生支援機構）の再生支援を受けることが最善であると判断し、平成23年3月31日付で、支援機構に対して事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）に対する支援の申込みを行い、同日、支援決定の通知を受けました。

その後、本事業再生計画に基づき、支援機構、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。）に対して第三者割当増資を行い（対象者は、平成23年8月25日を払込期日として、支援機構に対して、A種優先株式150,000,000株を、1株当たり60円（払込総額9,000,000,000円）で割り当てるとともに、デット・エクイティ・スワップとして、みずほ銀行が対象者に対して有する貸付債権5,357,195,085円を現物出資財産としてB種優先株式12,315,391株を、三菱東京UFJ銀行が対象者に対して有する貸付債権4,954,183,680円を現物出資財産としてB種優先株式11,388,928株を各々割り当て、支援機構が対象者に対して有する貸付債権10,230,596,655円を現物出資財産としてC種優先株式23,518,613株を支援機構に割り当てました。一連の第三者割当増資後に支援機構が有する対象者議決権数の総議決権数に対する割合は70.31%となりました。）、財務基盤及び信用力の強化を図りました。

また、支援機構より経営人材の派遣を仰ぎ、支援機構への再生支援申込みにあたって策定した平成26年3月末までの3年にわたる本事業再生計画に基づき、世界4極（日本・アジア・欧州・北米）（平成25年度より世界5極、日本、北米、中国、ASEAN及び欧州）における輸送機器及び民生機器業界の新製品開発を支援することを目的として、対象者グループの競争優位性を最大限活かせるように、選択と集中の徹底を図り、経営管理体制の強化を進めてまいりました。具体的には、対象者は開発支援事業に関する各種ノウハウを中核能力と位置付け、コア事業として維持強化を図る一方、金型事業及び量産事業については、開発支援事業とのシナジー効果が限定的であることから、非コア事業と位置付け、子会社売却により適正な利益獲得を図ることができる規模に縮小してまいりました。なお、これまでの金型事業及び量産事業の子会社売却により、対象者の連結子会社数は平成26年3月末までに21社に整理されております。加えて、コア事業である開発支援事業に経営資源を集中できる事業構造に再構築するため、平成26年4月1日付で、従来の企業集団のあり方を見直し、事業領域別に、オートモーティブ事業、コ

ンシューマー事業及びエンジニアリング事業に再編するとともに、生産機能のグループ間連携を推進すべく生産本部を新設いたしました。対象者によれば、これにより連結経営管理体制を強化するとともに事業別の採算管理及びコスト管理を徹底し、事業戦略推進を迅速化することで、一層の収益体質の強化を目指すとのことです。

上記のような施策の結果、平成 26 年 3 月期末における対象者の連結有利子負債総額は 1,028 百万円に減少し、連結純資産額は 32,107 百万円、連結自己資本比率は 69.2%に改善しました。また、対象者の平成 26 年 3 月期連結累計期間における売上高は 51,654 百万円（前年同期比 36.8%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同 22.1%増））、営業利益は 3,124 百万円（前年同期比 23.7%減（子会社売却影響を除く実質ベースでは同 34.9%増））、経常利益は 4,159 百万円（前年同期比 6.7%増）、当期純利益は 8,531 百万円（前年同期当期純利益△805 百万円）となるなど、順調な業績回復を果たしております。

一方、支援機構は、対象者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、更なる成長を支援する担い手を探すことに着手しました。かかる状況を背景に、オリックスは、平成 26 年 1 月中旬に、支援機構が保有する対象者の株式の処分等に係る入札プロセスへの参加を支援機構より打診されたところ、対象者の成長可能性に関心を持ち、オリックス投資事業組合によるエクイティ投資として、対象者の株式の取得に関する検討を開始しました。

オリックスは、昭和 39 年にリース事業を開始して以来、国内外において数々の M&A 手法も用いながら隣接分野に進出し事業領域を拡大しております。オリックスグループは、常に新しいビジネスを追求し、先進的な金融商品・サービスを法人並びに個人のお客さまに提供しており、また、M&A 投資においては、戦略投資に加えて、エクイティ投資としての M&A にも幅広く取り組んでおります。オリックスは、絶えず市場の要請を先取りし、先進的・国際的な金融サービス事業を通じて、新しい価値と環境の創造を目指し、社会に貢献することを企業理念としており、エクイティ投資を行うオリックス投資事業組合は、投資先企業に対し、オリックスグループが持つ専門性や事業プラットフォームの提供等を通じて企業価値向上の実現のため、機動的な支援を行うことを投資理念としております。

公開買付者は、対象者の保有する試作成形に係る技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係を重要な資産と認識し、これらの資産をベースとしつつ、オリックスグループが持つ国内外の主要な自動車メーカー及び民生機器メーカー各社との取引ネットワーク及びこれまでの投資経験・知識を有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し企業価値を高めることができると考えております。

オリックスは、支援機構より提供された資料を基に平成 26 年 1 月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を支援機構へ提出いたしました。更にオリックスは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、支援機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。オリックスは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、応募予定普通株式の価値の算定を進め、支援機構に対し、平成 26 年 5 月中旬に、応募予定普通株式の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、オリックスは、平成 26 年 5 月下旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて公開買付者は、支援機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。

本公開買付けにおける対象者普通株式 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、公開買付者は、オリックスが入札プロセスにおいて提示した価格を基に、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成 26 年 5 月下旬に最終的に、対象者普通株式 1 株当たり 55 円とすることで合意しました。なお、公開買付者は、支援機構との協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

本優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、本優先株式に付されている本優先株式と引換えに対象者普通株式の交付を請求できる取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A 種優先株式 1 株を転換することによって取得される対象者普通株式 4 株を、B 種及び C 種優先株式 1 株を転換することによって取得される対象者普通株式 3 株を、それぞれ本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように定めております。

公開買付者は、本応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、平成 26 年 6 月 23 日に、本公開買付けを実施することを決定し、オリックスとともに、支援機構との間で、同日、本応募契約を締結いたしました。

本公開買付け後の対象者の企業価値向上施策として、対象者は事業再構築のプロセスを経て、再成長への局面へと入っており、公開買付者は、オリックスグループの営業面・資金面・人的リソース面での支援に加えて、アライアンス・M&Aの実施といった支援を行い、水平及び垂直的な成長を目指すことを考えております。

なお、公開買付者は、本公開買付けの決済完了を条件として、平成26年9月下旬を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請し、対象者はかかる要請に応じて本臨時株主総会を開催することを予定しており、本公開買付けの決済の開始日を本臨時株主総会の基準日とすることを予定しています。本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し対象者の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするとともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定です。また、公開買付者は、本公開買付け後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しており、本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図するものではありません。詳しくは、後記「(3) 本公開買付け実施後の経営方針」をご参照ください。

なお、本公開買付け価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年6月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同様とします。）、平成26年6月20日からの過去1ヶ月間の終値の単純平均値182円（小数点以下を四捨五入。以下一定期間の終値の単純平均値において同様とします。）に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。

また、A種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先株式普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めております。

そして、B種及びC種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付け価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めております。

なお、A種優先株式を保有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）は、平成23年8月26日以降平成34年8月25日までの間いつでも、対象者に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得する金銭対価取得請求権を行使することができ、対象者は、A種優先株主が金銭対価取得請求権を行使したA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求権の行使が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」といいます。）に、法令及び定款上可能な範囲で、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求権が行使された場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（60円）に、金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日までの日数にA種優先株式1株当たりのA種優先配当金を乗じた金額を365で除して得られる額を加えた金額（本公開買付けの決済の開始日を金銭対価取得請求日と仮定した場合の金額は60円20銭）とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付価格220円は、係る取得対価を上回ることとなります。

なお、支援機構は、本応募契約において、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、非応募A種優先株式の全てについて、適用のある法令及び定款の規定に従い、金銭対価取得請求権を行使し、対象者に取得させるために必要な措置をとることに合意しています。

(3) 本公開買付け実施後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを図るとともに、支援機構と対象者が検討・推進してきた事業運営方針及び諸施策（具体的には、対象者グループ間の連携によるノウハウ・顧客の共有化、低コスト国の拠点を活用した固定費の削減等原価低減を通じた価格競争力優位性を背景とした一層の海外展開、海外子会社を中心としたグループ企業の収益管理体制の一層の強化による採算性改善等）を継続しつつ、オリックスグループが有する経営資源を最大限に有効活用することにより、対象者グループの収益力強化と更なる成長が期待出来るものと考えています。オリックスグループが有する経営資源の活用例としては、以下を想定しております。

自動車リース国内最大手のオリックス自動車株式会社は、法人向けに自動車リース等のファイナンス

事業のほか、メンテナンス等の車両管理業務全般のアウトソーシング受託サービスを行っています。また、個人向けにはレンタカー、マイカーリース事業等を展開しております。オリックス自動車株式会社では、これらの事業に関連して日系自動車メーカー車を中心に年間数万台の新規車両を購入しており、各自動車メーカーと親密な関係を築いています。また、海外においても、アジアを中心に設備・自動車等のリース事業を手がけており、各国の自動車メーカーをはじめ、さまざまな企業との取引ネットワークを有しております。これらのオリックスグループのリソースを活用することで、対象者事業の更なる成長支援が可能であると考えており、これらの支援を通じ、対象者の成長を支援し対象者との事業シナジーを発揮することができると考えております。

なお、公開買付者及び対象者は、本臨時株主総会において、新たに公開買付者が指名する取締役4名を選任し対象者の取締役の過半数を公開買付者が指名する者とするとともに、公開買付者が指名する監査役2名を選任する予定です(注)。なお、公開買付者は、上記の役員の変更を除き、現時点では、対象者の商号の変更等の対象者の事業運営上の重要な変更は予定しておりません。

(注) 対象者の平成26年6月25日開催予定の定時株主総会においては、7名の取締役が選任されることが予定されていますが、そのうち、支援機構の役員又は従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏、高橋和重氏及び櫻田浩一氏の4名については、本臨時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任する予定です。また、対象者の監査役のうち支援機構の従業員の地位を有している中島宏記氏及び平成25年6月30日まで支援機構の従業員の地位を有していた細川敬章氏については、本臨時株主総会の終結の時をもって監査役を辞任する予定です。

また、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、本公開買付け価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想定しておらず、本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しております。万一、本公開買付けの結果により対象者普通株式が東京証券取引所が定める上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に抵触するおそれがある場合には、対象者と上場廃止を回避するための方策について協議し、合意された方策を実行する予定です。詳しくは後記「(7)上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、対象者の支配株主(親会社)である支援機構が公開買付者及びオリックスと本応募契約を締結しており、本応募契約の内容が、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置など本公開買付けの公正性を担保するため、以下の措置を採っているとのことです。

① 対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の親会社でありA種及びC種優先株式を保有する支援機構と、対象者普通株式を保有する株主その他の少数株主の間では利益が相反するおそれがあり、また、支援機構と対象者普通株式を保有する株主その他の少数株主の間ではその保有する情報の量に格差があることから、本公開買付けに係る利益相反を解消し、対象者の意思決定過程の公正性及び透明性を担保することを目的として、独立委員会を設置したとのことです。対象者プレスリリースによれば、対象者は、支援機構の役職員から売却先未定のまま対象者株式の売却の意向につき説明を受けた後の平成26年5月21日、支援機構から独立性を有し、また対象者の社外監査役である山田庸男氏及び中西敏彰氏、並びに外部の有識者である安原徹氏(公認会計士)の3名から構成される独立委員会を設置し、対象者の取締役会が行うべきと考えられる本公開買付けに係る意見表明の方針について、(i)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと及び、(ii)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることについて諮問することを決議したとのことです。その後、オリックスグループが本公開買付けの主体となる可能性が高いことが判明し、独立委員会は公開買付者及びオリックスグループからも独立性を有する必要性が生じたため、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っている中西敏彰氏は委員を辞任することとなり、平成26年5月27日付の対象者取締役会決議に基づき、中西敏彰氏に代えて、外部の有識者である益田哲生氏(弁護士)を委員に選任したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、平成26年5月21日から平成26年6月19日まで合計で7回開催され、(i)本公開買付けが対象者の企業価値を向上させるものか否か及び、(ii)株主にとって公正な手続を通じて行われ、株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮

されているかという観点から、対象者経営陣及びオリックスに対するヒアリングを実施するとともに、オリックス及び支援機構に対する書面での質疑応答なども実施し、その他の関連資料につき調査・検討等を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、これらの調査・検討等をするに際し、対象者の財務アドバイザーとして選任された野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）から、主に財務的見地からの助言を受けるとともに、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付け及び独立委員会の運営全般につき法的助言を受けているとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、独立委員会は、平成 26 年 6 月 23 日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、公開買付けによる本公開買付けについて、後記「③対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の対象者取締役会による判断と同様の理由により、対象者取締役会が賛成する意見を表明することは相当であるが、対象者取締役会において、対象者普通株式及び本優先株式に関する本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねるとの意見を表明することが相当である旨、並びに、(i) 株主への情報開示に不合理な点が見当たらないこと、(ii) 対象者の普通株主は本公開買付けの成立後もその保有する対象者普通株式を市場において自由に売却できるようにすることが予定されているため、本公開買付けは対象者の株主に対し特に強圧性を有しているわけではないこと、及び (iii) 対象者プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 (6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置」(注)に記載のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられていること等に鑑みて、公開買付けによる本公開買付けについて対象者取締役会が賛同することは、対象者の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を平成 26 年 6 月 23 日付で提出したとのことです。

(注) 対象者プレスリリースの上記箇所には、本プレスリリース「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」と実質的に同様の内容が記載されています。

②対象者から独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、支援機構及び公開買付けから独立した法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点等に関する法的助言を受けているとのことです。

③対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、独立委員会から提出された答申書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付けによる本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M&A に関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をしたとのことです。

ただし、対象者プレスリリースによれば、本公開買付け価格については、そもそも公開買付けが支援機構との間で協議・交渉の結果決定したものであること、本公開買付け価格が近時の対象者普通株式の市場価格より相当程度ディスカウントした価格であること等から本公開買付け価格が対象者普通株式の公正な価格であるかという点については疑義が残ること、本優先株式の理論的な株式価値を算定する際に参照すべき対象者普通株式の市場価格が、本優先株式が対象者普通株式に転換する可能性や、かかる転換が生じた場合における希薄化の影響をどの程度織り込んでいるのか明らかではないこと等の理由により、対象者普通株式及び本優先株式それぞれの 1 株当たり株式価値の算定を行うことが困難な事情があったため、第三者算定機関による株式価値算定書を取得していないこと、後記「(7) 上

場廃止となる見込みの有無について」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しており、株主の皆様が本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択をすることにも合理性が認められること、一方で、支援機構によれば、支援機構において、入札手続による売却先選定プロセスを行い、かつ、多数の候補者を対象とした入札プロセスにおいて得られた最良の価格が本公開買付価格であったとのことであること等を総合的に勘案し、本公開買付けの買付等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねる旨を、併せて決議したとのこと。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち櫻田浩一氏は支援機構の常務取締役としての地位を有しているため、利益相反の可能性を排除する観点から、上記の取締役会における審議及び決議には参加していないとのこと。また、対象者の取締役のうち、支援機構の従業員としての地位を有している中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏は、定足数を満たすため上記の取締役会に出席した上で、利益相反の可能性を排除する観点から、対象者においては、まず、(i)上記の櫻田浩一氏のほか中桐悟氏、中西雅也氏及び高橋和重氏を除く取締役3名により審議及び決議を行った上で、(ii) 櫻田浩一氏を除く6名の取締役によりさらに審議及び決議を行うという2段階の手続を経ているとのこと。

また、対象者の監査役のうち、中島宏記氏は支援機構の従業員としての地位を有するため、また、細川敬章氏は平成25年6月30日まで支援機構の従業員としての地位を有していたため、さらに、中西敏彰氏については上記「①対象者における独立委員会の設置」に記載のとおり、オリックスグループに対して日常的に法的助言を行っているため、上記(i)の取締役会での審議に参加していないとのこと。さらに、細川敬章氏、中島宏記氏及び中西敏彰氏を除く上記(i)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(2名)及び(ii)の取締役会の審議に参加した全ての監査役(5名)は、対象者取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねる旨の決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(5) 本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載した背景を踏まえ、オリックスは、平成26年1月頃より対象者の支配株主である支援機構側との間で、対象者の株式の取得について協議を重ねてまいりました。これを受けて、公開買付者は、支援機構との間で、協議・交渉を行い、本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件の合意に至ったことから、オリックスとともに、支援機構との間で、平成26年6月23日付で本応募契約を締結し、支援機構がその保有する応募予定A種優先株式50,000,000株に係るA種優先株式普通株式対価取得請求権及びC種優先株式23,518,613株に係るC種優先株式普通株式対価取得請求権を行使し、A種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)及びC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を取得すること、応募予定普通株式(270,555,839株)を本公開買付けに応募すること及び非応募A種優先株式(100,000,000株)については本公開買付けに応募しないものとし、本公開買付け終了後遅滞なく、本公開買付けが成立したことを前提条件として、支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し、全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることを合意しております。なお、支援機構によれば、非応募A種優先株式(100,000,000株)について本公開買付けに応募しないものとし、金銭対価取得請求権により全ての非応募A種優先株式を対象者に取得させることとしたのは、A種優先株式普通株式対価取得請求権を行使した場合の対象者普通株式の希薄化を一定程度考慮したためとのこと。

なお、本応募契約においては、支援機構の応募の前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約締結日及び本公開買付けに対する応募の日において、公開買付者の表明及び保証の違反が存在しないこと(注1)、③公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務について重大な違反が存在しないこと(注2)、④本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の開始日において、対象者取締役会により、本公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議(本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。)がなされ、これが公表されており、かつ、かかる表明が撤回されていないこと、⑤公開買付期間の開始日までに取得又は履践されている必要がある、本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために、公開買付者において必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等が(もしあれば)全て取得又は履践されていることが定められています。なお、支援機構が、その任意の

裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていません。

(注1) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、以下の項目について表明及び保証しております。

- (a) 公開買付者及びオリックスは、日本法に準拠して適法且つ有効に設立され、有効に存続する株式会社であり、その遂行している事業を営むために必要な一切の権限及び権能を有すること。
- (b) 公開買付者及びオリックスは、本応募契約を締結し履行するために必要な法律上の完全な権利能力を有し、本公開買付けは、公開買付者の会社の目的の範囲内の行為であり、公開買付者はこれらについて公開買付者に適用のある法令若しくは金融商品取引所の規則（以下「法令等」といいます。）又は定款その他の社内規則（以下「定款等」といいます。）において、当該時点までに必要とされる全ての手続を完了していること。
- (c) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及び公開買付者による本公開買付けの実施は、(i) 公開買付者又はオリックスに適用のある法令等に反することなく、(ii) 公開買付者又はオリックスの定款等に反することはなく、また、(iii) 公開買付者若しくはオリックスを当事者とする、又は公開買付者、オリックス若しくはそれらの財産を拘束する第三者との契約に反するものではないこと。
- (d) 本応募契約は、公開買付者及びオリックスに対して適法且つ有効な法的拘束力を有し、その各条項に従い強制履行可能なものであること。
- (e) 公開買付者及びオリックスによる本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために公開買付者又はオリックスにおいて必要な官公庁その他第三者の許可、認可、承認若しくは同意又は第三者への届出若しくは通知等のうち、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日又は本公開買付けに係る決済の開始日のそれぞれの時点までに取得される必要があるものは全て取得又は履践されていること。
- (f) 公開買付者は、本公開買付けの決済のために必要となる資金を有しているか、又は当該資金を賄うのに十分な資金調達の手続を完了しており、支援機構が要求した場合には、その旨を合理的に証する資料を支援機構に提出していること。
- (g) 公開買付者、オリックス又はそれらの役職員は、反社会的勢力又はこれに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、反社会的勢力等と交流を持っていないこと。

(注2) 公開買付者は、本応募契約において、公開買付期間終了までの義務として、守秘義務及び権利義務の譲渡禁止等の義務を負っております。

なお、本公開買付け終了日までの間に、公開買付者以外の第三者による対象者の株式の全部又は一部に対する公開買付けが開始された場合その他対象者の株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされた場合（以下「対抗買付け」といいます。）で、対抗買付けに係る株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合、公開買付者及び支援機構は対応について誠実に協議することとされており、支援機構は、応募予定普通株式の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は応募により成立した本応募契約を解除することができる場合があります。

(6) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、応募予定普通株式（270,555,839株、議決権割合：81.03%）を取得することを主たる目的として本公開買付けを実施するものであり、対象者普通株式の上場廃止を意図したものではないことから、現時点において、本公開買付けが成立した場合に、対象者の株式を更に取得することは予定しておりません。

(7) 上場廃止となる見込みの有無について

本日現在、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは、応募予定普通株式を取得することを目的としており、前記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的」に記載のとおり、本公開買付価格は近時の市場価格よりディスカウントした価格に設定されていることから、公開買付者は、本公開買付けに応募予定普通株式以外に多数の応募があることを想

定しておらず、本公開買付けの実施後も対象者普通株式の上場を維持することを企図しております。ただし、本公開買付けを実施する場合には、公開買付者は、取得後の株券等所有割合が3分の2を超えることから、法令の規定に従い、買付予定数の上限を設けることができず、応募予定普通株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があります。このため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は上場廃止基準のうち、①株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、1年以内に400人以上とならないとき、②流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき、③流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、5億円未満となった場合において、1年以内に5億円以上とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。対象者普通株式が上場廃止となった場合には、対象者普通株式は東京証券取引所において取引することができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者普通株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、上場廃止までの猶予期間として定められている1年以内に、公開買付者は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者普通株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行いたします。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社アーク	
② 所 在 地	大阪市中央区南本町二丁目2番9号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 鈴木 康夫	
④ 事業内容	工業デザインモデルの製造・販売	
⑤ 資 本 金	2,000,000千円（平成26年3月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和43年12月10日	
⑦ 大株主及び持株比率 （平成25年9月30日現在）	株式会社地域経済活性化支援機構	65.40%
	株式会社みずほ銀行	4.87%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.37%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2.79%
	ケービーエルヨーロッパプライベートバンカーズ （常任代理人株式会社みずほ銀行）	2.71%
	株式会社アーク	1.79%
	荒木 恵美子	1.11%
	日本証券金融株式会社	1.04%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	0.96%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505025 （常任代理人香港上海銀行東京支店）	0.37%
⑧ 上場会社と対象者の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 日程等

①日程

取締役会決議	平成26年6月23日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成26年6月24日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成26年6月24日(火曜日)

②届出当初の買付け等の期間

平成26年6月24日(火曜日)から平成26年8月19日(火曜日)まで(40営業日)

③対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

①普通株式 1株につき金55円

②優先株式

(a) A種優先株式 1株につき金220円(注1)

(b) B種優先株式 1株につき金165円(注2)

(c) C種優先株式 1株につき金165円(注3)(以下、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を総称して「本優先株式」といいます。)

(注1) A種優先株式は、1単元の株式数を100株として株主総会における議決権を有します。A種優先株式については、本日現在、支援機構がその全て(150,000,000株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、A種優先株式のうち応募予定A種優先株式(50,000,000株)についてはA種優先株式普通株式対価取得請求権を行使することにより交付されるA種優先株式転換後応募予定普通株式(200,000,000株)を本公開買付けに応募し、A種優先株式のうち非応募A種優先株式(100,000,000株)については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、本公開買付け終了後遅滞なく、金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させることを合意しています。

(注2) B種優先株式は、株主総会における議決権はありません。B種優先株式には、B種優先株式普通株式対価取得請求権が付与されています。

(注3) C種優先株式は、株主総会における議決権はありません。C種優先株式については、本日現在、支援機構がその全て(23,518,613株)を保有しておりますが、支援機構は、本応募契約において、全てのC種優先株式について、C種優先株式普通株式対価取得請求権を行使することにより交付されるC種優先株式転換後応募予定普通株式(70,555,839株)を本公開買付けに応募することを合意しています。なお、C種優先株式は全て対象者に取得されることとなりますので、C種優先株式は実質的に本公開買付けの対象とはなっておりません。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

(a) 普通株式

本公開買付価格については、公開買付者は、オリックスが入札プロセスにおいて提示した価格を基に、経済情勢、業界の動向等を踏まえつつ、支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年5月下旬に最終的に、対象者普通株式1株当たり55円とすることで合意しました。なお、公開買付者は、支援機構との協議・交渉により本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

なお、本公開買付価格55円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年

6月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値205円に対して73.17%、平成26年6月20日からの過去1ヶ月間の終値の単純平均値182円に対して69.78%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値217円に対して74.65%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値252円に対して78.17%のディスカウントをした価格となっております。

(b) 本優先株式

A種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該A種優先株式に付されているA種優先株式普通株式対価取得請求権が行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、A種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式4株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるように220円と定めております。

そして、B種及びC種優先株式の買付価格については、実質的に本公開買付価格と同価格になるよう、当該B種優先株式に付されているB種優先株式普通株式対価取得請求権及び当該C種優先株式に付されているC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ行使されたと仮定し、当該仮定のもとで、B種及びC種優先株式1株を転換することによって取得される対象者普通株式3株を本公開買付けに応募した場合に得られる金額と同額になるようにそれぞれ165円と定めております。

なお、A種優先株主は、平成23年8月26日以降平成34年8月25日までの間いつでも、対象者に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得する金銭対価取得請求権を行使することができ、対象者は、A種優先株主が金銭対価取得請求権を行使したA種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日に、法令及び定款上可能な範囲で、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとされています。金銭対価取得請求権が行使された場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(60円)に、金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日から金銭対価取得請求日までの日数にA種優先株式1株当たりのA種優先配当金を乗じた金額を365で除して得られる額を加えた金額(本公開買付けの決済の開始日を金銭対価取得請求日と仮定した場合の金額は60円20銭)とされています。本公開買付けにおけるA種優先株式の買付価格220円は、係る取得対価を上回ることとなります。

②算定の経緯

オリックスは、支援機構より提供された資料を基に平成26年1月中旬から初期的な検討を行い、第一次入札書を支援機構へ提出いたしました。更にオリックスは、対象者への投資可能性をより厳密に検証するため、支援機構及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスを行い、対象者の株式の取得について分析、検討を進めてまいりました。オリックスは、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、応募予定普通株式の価値の算定を進め、支援機構に対し、平成26年5月中旬に、応募予定普通株式の譲受を希望する旨等を表明する最終提案書を提出いたしました。

その結果、オリックスは、平成26年5月下旬、優先交渉権者として選定され、これを受けて公開買付者は支援機構との間で取引スキームの詳細や買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件の検討、協議を重ねてまいりました。

上記を踏まえて、公開買付者は、前記「算定の基礎」欄に記載のとおり支援機構との間で協議・交渉を行い、その結果、平成26年5月下旬に最終的に、本公開買付価格を55円、A種優先株式の買付価格を220円、B種及びC種優先株式の買付価格をそれぞれ165円とすることで合意しました。

公開買付者は、本応募契約のその他の諸条件についても合意に至ったことから、平成26年6月23日に、本公開買付けを実施することを決定し、オリックスとともに、支援機構との間で、同日、本応募契約を締結いたしました。

③算定機関との関係

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格の決定に際し、第三者算定機関からの算定書等を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
270, 555, 839 (株)	270, 555, 839 (株)	— (株)

- (注1) 買付予定数は、応募予定普通株式の数です。なお、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数（最大買付数）は、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の対象者の発行済普通株式総数（68,101,592株）から、対象者平成26年3月期第3四半期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式（4,743,866株）を控除した普通株式数（63,357,726株）に、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在のA種優先株式（150,000,000株）から支援機構が対象者に対して金銭対価取得請求権を行使し対象者に取得させる非応募A種優先株式（100,000,000株）を除いたA種優先株式（50,000,000株）、B種優先株式（23,704,319株）及びC種優先株式（23,518,613株）を全て普通株式に換算した株式（341,668,796株）を加算した株式数（405,026,522株）です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（270,555,839株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	6,705,558個	(買付け等前における株券等所有割合91.37%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	2,705,558個	(買付け等後における株券等所有割合36.86%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,000,000個	(買付け等後における株券等所有割合54.50%)
対象者の総株主の議決権の数	2,133,520個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者である支援機構が保有するA種優先株式（150,000,000株）及びC種優先株式（23,518,613株）については、全て普通株式に換算した場合の当該普通株式（670,555,839株）に係る議決権の数（6,705,558個）として計算しております。
- (注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（270,555,839株）に係る議決権の数です。
- (注3) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、非応募A種優先株式（A種優先株式100,000,000株）に係る議決権の数です。但し、非応募A種優先株式については、本公開買付けが成立したことを前提条件として、対象者に取得されることが予定されていますので、実質的な意味での「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個（買付け等を行った後における株券等所有割合は0.00%）になります。
- (注4) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、公開買付者の特別関係者である支援機構は、A種優先株式（150,000,000株）及びC種優先株式（23,518,613株）を全て（平成25年12月31日以降に対象者普通株式に転換されている場合を含む。）保有し、また、本

公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在のA種優先株式（150,000,000株）及びC種優先株式（23,518,613株）を全て普通株式に換算した株式（670,555,839株）に、対象者平成26年3月期第3四半期報告書に記載された平成25年12月31日現在の発行済普通株式（68,101,592株）から、対象者平成26年3月期第3四半期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者が保有する自己株式（4,743,866株）を控除した普通株式（63,357,726株）を加算した株式数（733,913,565株）に係る議決権の数（7,339,135個）を分母として計算しております。

- (注5) 特別関係者である支援機構が保有する非応募A種優先株式（A種優先株式100,000,000株）については、本公開買付けには応募しないものとし、本公開買付けが成立したことを前提条件として、対象者に取得されることが予定されていますので、その影響を考慮し、上記（注4）の計算の分母から非応募A種優先株式を普通株式に換算した議決権の数（4,000,000個）を控除して計算した、公開買付者の所有株券等に係る「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、81.03%になります。
- (注6) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 14,880 百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（270,555,839株）に、普通株式1株当たりの買付価格（55円）を乗じた金額です。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数（405,026,522株）の全てを買付けた場合の買付代金は22,276百万円となります。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

②決済の開始日

平成26年8月26日（火曜日）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還します。

普通株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本優先株式については、本優先株式の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（270, 555, 839株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（270, 555, 839株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、A種優先株式にはA種優先株式普通株式対価取得請求権が、B種優先株式にはB種優先株式普通株式対価取得請求権が、C種優先株式にはC種優先株式普通株式対価取得請求権がそれぞれ付されているため、買付予定数の下限の達成を判断するにあたっては、A種優先株式1株を普通株式4株と、B種及びC種優先株式1株をそれぞれ普通株式3株とみなして応募株券等の総数を計算します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びマないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

(ア) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

(イ) 対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られなかった場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募は受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 6 月 24 日 (火曜日)

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

前記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け実施後の経営方針」、「(6) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無」及び「(7) 上場廃止となる見込みの有無について」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、独立委員会から提出された答申書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けによって、オリックスグループが対象者の株主となることにより、顧客基盤の強化、グローバル連携の強化、人材の強化、M&Aに関する人材及びノウハウの強化、ファイナンスに関するノウハウの強化が見込まれる等の事業上のメリットが期待できること、また、支援機構が株主でなくなることにより、対外的に対象者が事業再生段階を脱却し、成長段階に移行したことを印象づけることができ、対象者の対外的な信用力やレピュテーションが向上することが見込まれること等の理由から、対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本公開買付けの実施が対象者の企業価値に不利益を及ぼす可能性及びその程度は、限定的なものに留まるものと考えられることから、本公開買付けは対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する可能性が存すると判断するに至り、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、本公開買付けの買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び前記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「③対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

平成26年3月期決算短信

対象者は、東京証券取引所において、平成26年5月9日に「平成26年3月期決算短信[日本基準]（連結）」を公表しております。当該発表に基づく対象者の決算短信の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者は、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成26年3月期決算短信[日本基準]（連結）の概要（平成26年5月9日公表）

①損益の状況（連結）

決算年月	平成26年3月期
売上高	51,654百万円
営業利益	3,124百万円
経常利益	4,159百万円
当期純利益	8,531百万円

②1株当たりの状況（連結）

決算年月	平成26年3月期
1株当たり当期純利益	77円16銭
1株当たり配当額	0円00銭

1株当たり純資産額	33円27銭
-----------	--------

③平成27年3月期の連結業績予想（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

決算年月	通期
売上高	47,000百万円
営業利益	3,200百万円
経常利益	2,800百万円
当期純利益	1,600百万円
1株当たり当期純利益	14円47銭
1株当たり配当額	0円00銭

以上